**令和３年度（２０２１年度）熊本県新型コロナウイルス感染症による**

**休業等医療機関に対する継続再開支援事業費補助金交付要領**

（趣旨）

第１条　この補助金は、「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和３年４月１日付け厚生労働省発医政０４０１第４号・厚生労働省発健０４０１第６号・厚生労働省発薬生０４０１第６７号厚生労働事務次官通知）、「令和３年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和３年４月１日付け医政発０４０１第８号・健発０４０１第１１号・薬生発０４０１第１８号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（目的）

第２条　新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関に対して、継続・再開の支援を行うことにより、地域において必要な診療等の機能を維持することを目的とする。

（交付対象）

第３条　この補助金は、職員や入院患者等が新型コロナウイルスに感染したことにより、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関の継続・再開時に必要な整備を対象として、予算の範囲内で交付する。なお、この要領の施行以前に着手した整備及び完了した整備も対象とする。

（対象経費）

第４条　前条に規定する整備に要する費用であって、別表に定める経費を対象とする。

（補助金額の算定方法等）

第５条　この補助金額は、次により算出された額（その額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）とする。

(1) 別表の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第３欄に定める補助率を乗じ得た額を補助金額とする。

（補助金の交付条件）

第６条　規則第５条第１項第３号の補助金のその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更を要する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価５０万円（法人格を有する団体等にあっては３０万円）以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価３０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、要項第１２条第１項の規定に基づく報告書により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（申請手続）

第７条　要項第３条第１項の申請書は、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

２　要項第３条第２項第１号の事業計画書は、別記第１号様式によるものとする。

３　要項第３条第２項第２号の収支予算書は、当該事業についての予算措置状況を記載したものとする。

４　要項第３条第２項第３号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

(1) 経費所要額調書(別記第２号様式)

(2) 経費の内容及びその額がわかる書類

(3) その他参考となる書類

（補助事業等の内容等の変更）

第８条　要項第５条第２項の事業変更計画書の様式は、別記第１号様式を準用する。

２　前項の事業変更計画書に添付する経費所要額調の様式は、別記第２号様式を準用する。

（申請の取下げ）

第９条　要項第６条の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して１０日を経過する日までとする。

（実績報告）

第１０条　要項第９条第３項の実績報告書の提出期限は、知事が別に定める期日（規則第５条第１項第１号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知を受理した日から１か月を経過した日）又は補助金の交付決定のあった年度の３月末日のいずれか早い日とする。

２　要項第９条第２項第１号の事業実績書は、別記第３号様式によるものとする。

３　要項第９条第２項第２号の収支精算書は、当該事業についての決算の状況を記載したものとする。

４　要項第９条第２項第３号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 経費所要額精算書(別記第４号様式)

(2) HEPAフィルター付空気清浄機を整備した場合は納品書及び検収調書の写し

(3) 消毒経費の場合はその内容と経費の額がわかる書類（領収書等）

(4) その他参考となる書類

附　則

この要領は、令和３年（２０２１年）１１月５日から施行し、令和３年（２０２１年）４月１日から適用する。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　基準額 | ２　対象経費 | ３　補助率 |
| (1) HEPAフィルター付き空気清浄機  （陰圧対応可能なものに限る）  １台当たり：９０５千円  ※上限：１施設当たり２台  (2) 消毒経費  １施設当たり：６００千円 | 第１欄に定める経費（需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び貸借料、備品購入費）  　ただし、第１欄の(1)については、歯科診療所を除く。 | １／２ |